

2013年8月27日

栃木県知事 福田 富一 様

民主党栃木県総支部連合会
代 表 福 田 昭 夫

民主 党・無 所 属 ク ラ ブ
代 表 佐 藤 栄
齊 藤 孝 明
松 井 正 一
加 藤 正 一

2013（平成25）年度 中間期における
政策推進及び9月補正予算等に関する要望書

<予算要望に関する基本的な考え方>

私たち民主党・無所属クラブは、本年1月24日、平成25年度当初予算及び政策推進に関する要望書を提出し、2月通常会議における討論をへて、6月臨時会議に臨んだ。各常任委員会においては、特定テーマ等を中心に県政運営に参画してきたが、特に、地方交付税の削減に伴う職員給与の削減については、反対の態度を明確にした。

今日的県政課題として、東日本大震災からの復旧・復興については、除染等を除き一定の成果を上げているが、指定廃棄物の最終処分場問題は未だ解決には至っていない。加えて、2022年の国体開催に向けた総合スポーツゾーン構想の具体化や馬頭最終処分場整備への取組等課題は山積している。

国政との関連では、社会保障制度改革の検討が進む中で、年金・医療制度は勿論であるが、介護保険制度の抜本改革については、地方の立場から注視しなければならない重要課題である。

今回の要望については、中間的要望の趣旨を踏まえ、本県の重点戦略である「新とちぎ元気プラン」が目指す「安心」「成長」「環境」の構築に沿って課題を精査した内容とした。

最後に、再度グローバル規模での問題として急浮上した東京電力福島第一原発の地上タンクからの汚染水漏れ問題は、漁業関係者には絶望感を与え、沈静化してきた風評被害や帰還を待ち望む方々に新たな問題を押しつける事となった。国政においては国民的課題としての対応を期待するところである。

＜各部局への具体的な要望事項＞

1 ブランド力向上と発信力強化について

今年度、知事が県政に取り組む意気込みのひとつとして「発信力の強化」が挙げられる。本県の魅力・実力を内外に力強く発信していくために、これまでも各部局において多くの事業が実施されてきたが、今後の効果的・効率的な施策展開を推進するためには、克服しなければならない課題は多いと考える。今回は、以下の2点について要望する。

- (1) 今年度すでに実施されている「『オールとちぎ』による魅力発信事業」は、全国の他の自治体において一定の成功事例が複数見受けられることを参考に、各部局による同趣旨の諸事業を包括するような、本県の魅力・実力を発信するためのリーディングプロジェクトと位置付け、「わかりやすさ」にこだわったコンセプトを強烈に打ち出すこと。また、真の「オールとちぎ」を実現するためには、庁内や議会の他に、何よりも県民とも、「一体感」を共有していくことが不可欠であると考えことから、そうした機会を確保すること。
- (2) ブランド力強化・向上のため、地域資源を活用しながらブランドを育み、一元的な情報発信を行うことを目的に、平成20年度より「とちぎブランド推進本部」が設置され、「とちぎブランド戦略庁内連絡会議」における連絡・調整により、これまで諸事業が展開されてきた。各部局は、具体的な部門計画に基づき個別事業を展開しているが、この際、ブランド力向上と発信力強化のための包括的な総合戦略を策定し、その推進と実現のために必要な対応策を早急に検討すること。例えば、同推進本部に統括的な役割・機能を担わせ、部局横断的な課題に対応するための体制や、各部局間の情報共有・連携の手法・範囲等の再考等について検討すること。

2 総合スポーツゾーン構想について

同構想は、今年度中の全体構想策定に向けて、着々と検討作業が進められているが、今回は当面する課題の克服に向け、以下の点について要望する。

- (1) 陸上競技場とサッカー場は、兼用スタジアムとしての整備方針が公表されているが、この方針通りの整備が進められた場合、想定される利用競技団体間の調整に関わる対応について整理すること。
- (2) (1)と同様、兼用スタジアムとしての整備が進められた場合、特にサッカー関係者から圧倒的に要望が多いのは、競技時の観客側から見た“臨場感”の欠如に対する対策である。この課題を克服するための方策を着実に検討すること。

(3) 大規模イベント開催時に想定される交通渋滞対策や道路アクセス対策、また生活環境影響調査等については、引き続き地元宇都宮市との連携を図り、速やかな具体的方策が打ち出せるよう、更なる取組を進めること。

(4) 防災機能の付加が整備方針に盛り込まれた。参考にすべき一例として、先の東日本大震災による被災地岩手県で策定された広域防災拠点整備構想や地域防災計画の中で、応急復旧活動のための物資集積拠点・後方支援拠点等の必要性・有用性が明確にされた。こうした他自治体での取組等も踏まえ、本施設の整備に当たっても、機能の確保のみならず、本県防災計画の中でどのような位置付けとし、どのような機能を付加していくのかをより明確にしながら、今後の構想策定に盛り込むこと。

3 私学教育環境の充実について

「公立高校授業料無償化・高等学校等就学支援金制度」の実施に伴い、経済的困窮を理由とした中途退学者は大幅な減少・改善が図られてきた。この間、県においても平成24年度から授業料減免制度の一部改正により、保護者年収250万円未満までに制度の適用を拡大してきたことも大きく寄与していることは言うまでもない。

しかしながら、私学関係団体の継続調査によると、未だ本県経済の回復が図られていない結果、経済的理由とする私立高校中途退学者の解消までには至っていない。「教育の漸進的学費無償化」の理念のもと、更なる授業料減免制度の拡充に向け、新たに「給付型奨学金」の創設について検討すること。

4 不動産取得税の災害減免の拡充に向けた県税条例の改正について

政務調査活動における県政に関する県民からの要望調査結果によると、本県の県税条例のうち、第84条不動産取得税の減免の条文では、「知事は、災害により滅失又は損壊をした不動産（被災不動産）の所有者が当該被災不動産に代わるものと知事が認める不動産（代替不動産）を当該滅失又は損壊をした日から三年以内に取得した場合には、当該代替不動産の取得に対して課する不動産取得税を減免することができる。」とあるが、この条文では満たされない事案が火災災害等における代替不動産の取得案件で発生している。

他県の条例及びその取扱いを調査すると、島根県では、減免の対象となる代替不動産の取得者について、「被災不動産の所有者及び被災不動産の所有者の民法上の親族で代替不動産の取得時において、被災不動産の所有者と生計を一にしている者」とされており、不動産取得税の災害減免の精神である災害当事者への配慮に照らし合わせた場合、極めて明快かつ良心的な取扱いとなっている。

本県においても、近年自然災害や突発的な風水害、火災災害等が多数発生している事態から鑑みても、同様の対応が必要と考えられることから、今回の県政に関する県民からの要望を尊重し、時代のニーズに即応する見地からも県税条例の改正を早急に行うこと。

5 「防災に関する条例」の制定について

災害対策特別委員会の提言に基づく「防災に関する条例」の制定に当たっては、条例の骨格となる基本的事項に加え、「防災対策の数値目標の設定・公表」、「災害時要援護者への支援」、「民間建築物の耐震性等確保の推進」、「防災教育並びに自主防災組織・ボランティア育成の促進」、「災害時必要物資等の事業所からの提供協定」なども重視し、本県で想定される大規模災害のシミュレーションのもと制定されたい。

また、本年度実施している「地震被害想定調査」については、震源予測による建物、人的被害を想定し、その結果を地域防災計画に反映させることとなっているが、調査において、過去の地震被害等の検証を行うなど、より具体的な被害想定を行うこと。

6 福島第一原子力発電所事故に起因する高濃度放射性物質の一時保管場所の確保と指定廃棄物最終処分場の設置について

県では、放射性物質が検出された下水汚泥溶融スラグや浄水発生土等の一時保管について、飛散防止・放射線防護対策、空間放射線量率の測定監視等鋭意安全対策に取り組みながら、一時保管に努めているところである。県内自治体において、現在も濃度の高い焼却灰などの増加から新たな保管場所の確保に迫られている状況や、県の見解ではあと数年しか保管できない状況を踏まえ、こうした暫定的仮置き措置に対する支援を呼びかけるなど、国に積極的に働きかけること。

また、国による指定廃棄物最終処分場の県内設置については、国が基本方針を堅持する前提で、新たな合意形成の手法として、市町村長会議や副市町村長会議が開催されている。しかしながら、これまでの協議結果からは、合意形成の目処は立たず、一方で、矢板市長から出されている国の基本方針の見直しと県内市町における暫定保管による対応、更には、福島原発への集約等の提案も出されている。県はこうした意見も真摯に受け止め、適宜、国に検討を促すなど、県も主体性をもって取り組むこと。

7 未来につなぐ環境戦略の促進について

本県においても、東日本大震災や原子力発電所事故に伴う電力不足やエネルギー問題への関心の高まり等により、自然エネルギー資源の有効活用が求められている。

県では、再生可能エネルギーの導入可能性調査をはじめ、太陽光や小水力、バイオマス、温泉熱等の導入について具体的な施策を進めており、併せて、本県のエネルギー戦略の策定を進め、県の方針、将来目標の設定等に積極的に取り組んでいる。

さらに、防災拠点施設再生可能エネルギー等導入促進事業により、市町防災拠点施設への太陽光、小水力、LEDの導入を図ることとしている。

こうした取組を一層推進するほか、エネルギー使用量の効率的な削減にも取り組み、これら本県のエネルギー戦略に反映させ、再生可能エネルギーをはじめエネルギー施策を総合的に推進すること。

8 森林・林業・木材産業の振興について

本県の林業・木材産業においては、平成23年3月に策定した「とちぎ森林・林業・木材産業未来ビジョン2011」に従い着実に実行されているところであるが、計画と現実との乖離は予想を超えて進行している。国内有数の森林県としては、これを克服するため今後とも関係者の協力を得ながら最大限の努力が求められる。昨今の円安傾向と新たな民間活力の参加によって状況の変化が見えつつあるが、根本的解決の方向とは言い難い。

このような状況を認識しつつ、未来ビジョンに掲げた施策は、着実に、かつスピード感をもって実行するとともに、森林資源と林業経営の視点から、今後益々増大する森林資源に対応するため、品質・価格・供給量について適切な対策を講じること。特に、安定した供給はとちぎの木材産業にとって重要課題であるので、早急な対策を図られたい。

また、「とちぎ材の家づくり支援事業」は、県産材の需要拡大という観点から、小規模住宅への適用を拡大するなど補助制度の更なる充実を図ること。

9 野生鳥獣害対策について

本県においても、農村部の住宅地等にもクマ等の出没が確認され、県民の不安感が増大してきている。加えて、イノシシやシカの生息地の拡大が農林業に多大の被害を与えている。

これら被害対策のためのイノシシ・シカ等の捕獲数は近年増加しているが、農作物被害金額も増加しており、野生鳥獣対策には10年・20年をスパンとした長期戦略による対策が急務である。県ではこれまで獣害対策モデル地区を指定し、地域住民・専門家等と協力し地域ぐるみでの対策を行ってきたが、更なる対策の強化が必要である。

具体的には、鳥獣被害対策実施隊の市町へのさらなる協力要請や野生鳥獣の捕獲活動の強化策を行うこと。また、鳥獣管理士の認定に関連して、今年度最終年度となる「里山野生鳥獣管理技術者養成プログラム」の延長を図ること。

10 栃木県地域医療再生計画の推進について

平成24年度国補正予算に伴う栃木県地域医療再生計画では、安全で質の高い医療が効率的に受けられる体制の整備充実を図り、すべての県民が健康でいきいきと、安心して快適に生活できる社会の実現を目指し、医師等確保対策の推進、在宅医療の推進、災害時の医療提供体制の整備を盛り込んだ。

このうち医師等確保対策では、当初予算で地域枠の医学生に対する修学資金貸与事業が計上されているが、一方で、地域医療再生事業に併せて二次医療圏内の拠点病院の整備が進む中、早急な医師等の確保が必要な拠点病院も出現しており、また、最近の医学生の進路傾向を見ると、診療科の偏在による医師不足現象も発生している。

まさに、本計画の理念である医療提供体制の整備充実、安心・快適な社会の実現を目指すためには、地域医療再生計画に沿ったソフト・ハードの事業を均衡に進める必要があり、最大の課題である医師等の確保に対する対策を重点化するなど、これまでの事業施策を検証した上で、実効ある対策を積極的に講じること。

11 栃木県農業士等の認定基準の緩和について

農業士は、地域農業のリーダーとして、新規就農者の指導など重要な役割を担っており、毎年、JA等の意見を聴取し市町が推薦しているが、県農業士会、地区農業士会、市農業士会に所属する他、地域の団体の役職を担うなど、様々なボランティア的な活動を行う等多忙であり、なり手が不足しているのが現状である。

また、県の定める農業士の基準は、農業所得10,000千円以上、農業関係組織でのリーダーの経験など、農業士を目指す者にとっては高いハードルとなっている。

本県農業の発展のため、また、農業士の拡充のため、認定基準を緩和するよう見直しを行うこと。

12 水稲種子の発芽不良問題対策について

平成24年産コシヒカリ消毒種子の一部において発芽不良問題が発生し、JAかみつが管内の水稲農家において甚大な被害が発生した。このため、栃木県米麦改良協会、全農における現地調査・被害状況の確認作業、更には、関係機関の連携による原因究明がなされたが、被害を受けた農家においては、次年度の作付けに向けた種子の予約申し込みの検討を開始する時期に差しかかっている今、このままでは不安が払拭できない状況にあると危惧している。

本県農業を代表する作物でもある水稲について、種苗供給元と生産農家が信頼関係のもとに生産を振興していくためにも、こうした事案発生は決してあってはならない。

については、県内に5箇所ある種子センターの充実強化をはじめ、こうした事案発生に対する原因の究明と対応策、情報公開など、生産農家との信頼回復に努めるとともに、次年度作付けに向けた種子の確保に支障を来さないよう、県が積極的な対策及び関係機関への指導を講じること。

13 畜産振興対策について

本県の肉用牛の生産については、乳用種等を含めて飼養頭数は全国第6位に位置しているが、近年生産者戸数、頭数とも減少傾向にあり繁殖基盤の強化・地域内一貫体制の構築等早急な対応が望まれている。一方、豚については、生産者戸数は減少傾向にあるものの、一戸当たりの飼養頭数の増加によって県内の飼養頭数は増加傾向にあり、全国第8位となっている。今後は生産コストの低減、能力の高い種豚の導入等の対応が必要である。

このような状況下において、今年3月、県食肉流通合理化計画が策定されたが、計画の達成のためにも、畜産振興対策の更なる充実・強化、加えて、食肉センターについてはHACCAPへの対応等関係者との十分なコンセンサスを図りつつ早期の整備実現を図ること。

14 ゲリラ豪雨災害を教訓とした都市雨水排水対策について

本年も異常気象が相次ぎ、去る7月27日には、県内広範囲において大雨・洪水警報が発令される甚大なゲリラ豪雨災害が発生した。特に、都市雨水排水機能を有する河川氾濫

が相次ぎ、住家被害では床上浸水が鹿沼市44棟、足利市2棟、床下浸水が宇都宮市1棟、日光市6棟、鹿沼市84棟、足利市9棟、さらに土砂崩れが鹿沼市12箇所とすさまじい被害状況であった。

こうした甚大な被害をもたらした原因には、異常気象による集中豪雨が挙げられるが、被害の出た地域の都市雨水排水施設の整備状況や被害箇所の実態調査を行い、今後の被害をできる限り食い止めるための方策の検討や、整備済み箇所と未整備箇所の混在する地域の今後の整備計画の早期策定等が必要である。まさに、防災・減災の視点における対応が急務であることから、これらを喫緊の課題と捉え、こうした対策に早期に着手するとともに、都市部の河川氾濫の抑止につながる対策を講じられたい。

15 交通事故抑止対策について

県警察では、現在「第9次栃木県交通安全計画(5か年)」に基づき、平成27年までに死者数75人以下の抑止目標に向け、取組を強化しているところである。

昨年は、夏季に死亡事故が多発したことから全県警報が発令されたものの、その後の取組により年間発生件数・死者数・負傷者数は、平成23年に比べ減少した。本年は、人身事故発生件数7,500件以下、死者数85人以下を抑止目標に設定しているが、7月末現在、死者数は56人で、前年同期と比較して13人増加している。

こうした中、8月19日には、県内で今年5回目、真岡市で今年2回目の交通死亡事故多発警報が発令されるなど、憂慮すべき状況であることから、これまでの各種取組のより一層の推進を図ること。

また、交通事故抑止効果の高い高輝度道路標識・標示をはじめとする交通安全施設の整備計画の前倒し整備や、子どもや高齢者に優しい3S運動を中心とした県民運動においても、交通事故の発生状況に鑑み、高齢者に対する更なる啓発活動として「シルバーリーダー(高齢者交通安全推進員)」の育成増や「参加・体験・実践型」の交通安全教育の推進に努められたい。